

社会保険

Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.26

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、アルバイト学生、パートタイマー、歩合制外務員等の雇用保険加入についてです。



事業主

当社ではパートタイマー、アルバイト学生、歩合制外務員などを雇っています。これらの方は雇用保険の加入者となるのでしょうか？



適用事業（労働者を1人でも雇用する事業）に雇用される労働者は、適用除外者に該当しない限り、原則、雇用保険の被保険者となります。

しかし、相談者が例示された方が労働者であるかどうか、つまり雇用関係があるか否かは、この名称だけでは判断できません。それぞれ具体的な事情について検討する必要があります。

一般的に日雇労働者の場合を除き、次のように取り扱われています。

その方の勤務の実態からみて、事業主との間に雇用関係（その方が事業主の支配を受け、その規律の下に労務を提供し、その対象として報酬を受ける関係）があるか否かによって判断することになっています。具体的には「就業規則の適用の有無」「出勤義務の有無」「職務の内容及び服務についての事業主の指揮監督の有無」「提供した労務の対賞としての賃金支払の有無」等から総合的に判断し、雇用関係が認められる場合には労働者となります。そのうえで被保険者資格の有無を判断することとなります。



城間先生

①パートタイマー: その方が労働者と判断された場合には、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用される見込みがあれば、被保険者となります。

②学生: 雇用保険法6条第4号の規定により、原則として学生は適用除外となっています。但し、次の者は厚生労働省令で雇用保険の被保険者になるとしています。

ア 卒業を予定している者で、適用事業に雇用され、卒業後も引き続きその事業に雇用されることになっている者

イ 休学中の者

ウ 定時制の過程に在学する者

したがって、一般的な昼間学生は被保険者なりません。

③歩合制外務員: 生命保険会社、損害保険会社、証券会社等の外務員については、雇用関係であるか委任関係であるか不明確な場合が多いが、「固定給の有無及びその割合」「就業規則適用の有無」「出勤義務の有無」などを総合的に判断して雇用関係が明確に認められる場合に被保険者となります。しかしその報酬が歩合制のみによる外務員については、雇用関係が明確でなく、通常は被保険者とならない場合が多いと考えられます。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

無料電話相談

社会保険労務士が、社会保険の分からることについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月：7日（金）・14日（金）・21日（金）・28日（金） 毎週金曜日

4月：4日（金）・11日（金）・18日（金）・25日（金） 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

